

# 青少年センターだより

第1号

令和元年6月10日発行  
帯広市こども未来部  
青少年課 青少年センター

## 声かけ指導数

⇨ 前年度比35人増

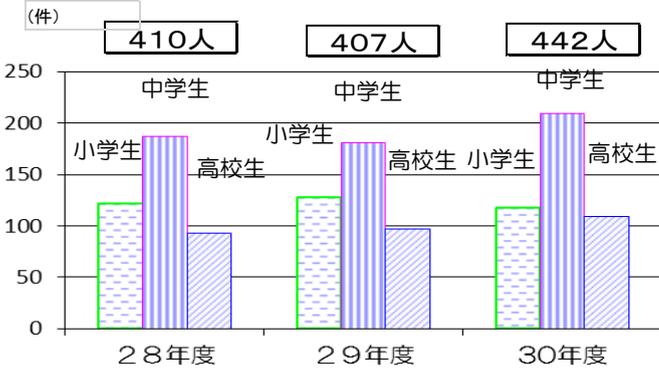
～学職別傾向はこれまでと同様～

昨年度の街頭巡回は、中心街132回、郊外298回、特別巡回26回、休日巡回4回、地域ブロック巡回（夜間）21回の、延べ481回実施しました。

声かけを行った青少年は、延べ442人で、前年度（407人）と比較すると35人増となりました。月別で見ると8月と10月が他の月に比べ増加傾向にあります。全体の声かけ数は増加しましたが、学職別の傾向はこれまでと同様で大きな変化は見られません。

声かけの内容は、小・中学生では、大型店ゲームコーナーで単独、または小中学生の友達同士だけで遊ぶ子どもたちへの校則周知（保護者同伴という校則）、また、高校生では、通学自転車の交通マナーの声かけが大半を占めています。

## 声かけ回数年度別推移



## 指導・声かけの内訳

ゲームコーナー利用などの校則周知と自転車走行中の交通マナー指導を合わせると全体の7割以上になりました。

交通ルール指導では、片手走行50人、無灯火22人、信号無視4人、その他の交通違反15人となっています。

また、喫煙等不良行為は6人、その他一般指導は112人でした。



## 令和元年度の巡回予定

- ①中心街巡回  
場所：西2条・JR帯広駅周辺など  
日時：火・水・木曜の週3回、午後4時～午後5時に巡回します。
- ②郊外巡回  
場所：郊外大型店、ゲームセンター、カラオケ店など  
日時：月～金曜の週5回、午後3時～午後5時に巡回します。巡回時には青色の回転灯を点灯しています。  
※月・金曜は2台の巡回車で実施します。
- ③特別巡回  
場所：中心街・郊外巡回から選定  
日時：不定期（イベント時など）に実施します。休日巡回は主に土・日曜の午後2時間、深夜巡回は金曜日午後11時～翌日午前1時までです。
- ④地域巡回（市内21小学校区・16コース）  
7月に、午後7時～9時に巡回します。
- ⑤巡回は、当センター指導員と学校や地域から推薦された指導協力員の方々で行います。



## 道路交通法の自転車運転に係る規定が整備

自転車の取り締まりは強化されていますが、平成30年中に道内では1,424人の自転車利用中の死傷者が出ています。（内、死者6人）

～道路交通法改正の注意点～

**再確認を!**

自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと、自転車運転者講習を受けることとなります（14歳以上が対象となります）。

### 対象となる危険行為



- ・信号無視 ・指定場所一時不停止
- ・ブレーキ不良自転車運転 ・遮断踏切立入り
- ・安全運転義務違反 など

### 自転車運転者講習制度の流れ



①自転車運転者が危険行為をくり返す  
3年以内に2回以上

②北海道公安委員会から自転車運転者に受講命令

③講習の受講 講習時間：3時間

講習手数料：5,700円（標準額）

**受講命令に違反した場合 → 5万円以下の罰金**

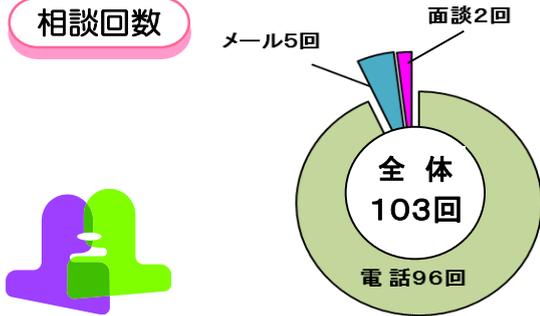
※詳しくは、北海道警察にお問い合わせください。

# 平成30年度 ヤングテレホン相談の概況

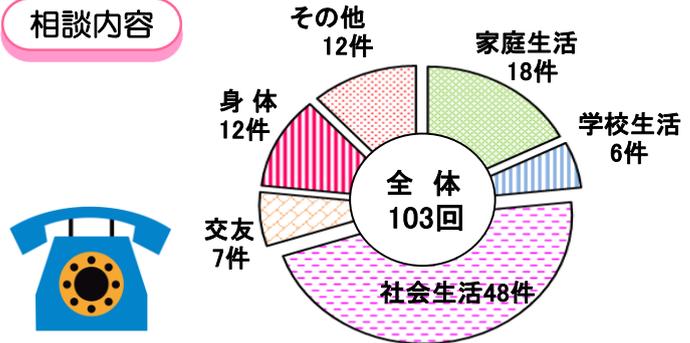
帯広市では、若者やその保護者の総合的な相談窓口としてヤングテレホン相談を設置しております。小学生から39歳くらいまでの若者が対象です。また、家族や保護者の方からの相談も受け付けています。

## 平成30年度の相談受理状況

### 相談回数



### 相談内容



相談内容は、家庭生活（親子関係）や学校生活（部活動、周囲への不信、いじめ、不登校等）、社会生活（精神不安定、発達障害、仕事、ニートや引きこもり）、交友（人間関係等）、身体（性）など様々な相談が継続的に寄せられています。相談の種別では、電話が96回、メールが5回、面談が2回となっています。少年の相談内容は、学校生活6回、家庭生活18回、社会生活48回、交友関係7回、身体12回、その他12回です。

また、専門性を要する内容については、他の関係機関の相談窓口を紹介しますので、どこに相談したらいいのかわからないという方もぜひヤングテレホンにご相談ください。

## 道内の平成30年中における少年非行等の概況



### ◆平成30年の非行少年…11.9%減少

平成30年に道内で検挙・補導された非行少年は1,280人で、昨年に比べ173人(11.9%)減少しました。

### ●刑法犯の検挙・補導状況…中・高校生で53.3%

刑法上の罪を犯し又は触れる行為をしたため検挙補導された少年は1,134名で、学職別では小学生252人(22.2%)、中学生257人(22.7%)、高校生347人(30.6%)となっています。

### ●特別法犯の検挙・補導状況…道内で146名

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が42人でした。大麻取締法では、15名が検挙・補導されました。

### ●薬物乱用少年…道内で19名

大麻・覚醒剤・麻薬などを所持するなどして検挙及び補導された児童・生徒・学生は5名でした。

### ◆福祉犯の状況…被害少年は昨年比1.4%減少

被害少年数は211人で学職別では、小学生38人(18%)、中学生40人(19%)、高校生98人(46.4%)となっています。法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が110人(52.1%)と最も多く、次いで北海道青少年健全育成条例違反が73人(34.6%)でした。福祉犯の検挙人員は288人で前年同期比26人(8.3%)減少しました。

\* 特別法犯とは…刑法犯以外の犯罪で、道路交通法違反や覚せい剤取締法違反などをいう。

\* 福祉犯とは…児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与える犯罪等少年の福祉を害する犯罪をいう。

## 啓発パネルを貸し出しています

青少年センターでは、青少年健全育成の啓発活動の一環として、啓発パネルの貸し出しを行っています。町内会、各種団体、学校関係等の催し物の際に展示物としてご活用ください。

### 【啓発パネルの種類】

- ・人権啓発パネル 3枚
- ・薬物乱用防止パネル 14枚
- ・禁煙パネル 4枚
- ・ネット被害パネル 5枚



詳しくは、帯広市青少年課までお問い合わせください。

【電話】0155-65-4161

【FAX】0155-23-0155